

報道関係者 各位

令和5年8月7日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 平井 秀明

主任地方賃金指導官 高橋由里子

電話番号 052(972)0258

## 愛知県最低賃金の改正について

- 愛知地方最低賃金審議会（会長 中山徳良）は、本年7月4日(火)愛知労働局長(阿部 充)から愛知県最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、8月4日(金)愛知労働局長に対し、現行の愛知県最低賃金時間額986円を41円引上げ、時間額1,027円に改正決定する旨の答申を行いました。（裏面参照）
- この答申を受けて愛知労働局長は、本年10月1日から効力が発生(予定)するよう異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「愛知県最低賃金」です。

「特定最低賃金」については、今後、同審議会において改正決定の審議が行われます。

## 「愛知県最低賃金」改正決定状況

令和5年8月4日答申

	現行最低賃金額	答申最低賃金額			参 考
	効力発生日 令和4年10月1日	効力発生予定日 令和5年10月1日	引上額	引上率	前年の 引上額
時間額	986 円	1,027 円	41 円	4.16 %	31 円

(参考)

1 愛知県の事業所数は、343,572 事業所、従業者数は 4,056,894 人です。

(令和3年経済センサス-活動調査 集計 第1 - 1表 2021年6月1日調査)

2 愛知労働局ホームページにおいても情報提供しています。